



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

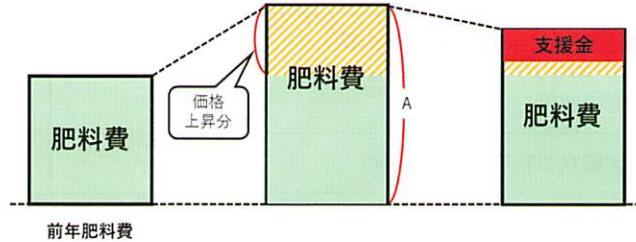
令和4年6月～令和4年10月までに注文又は当用買い^{注1}した肥料(秋肥分)

注1:「当用買い」とは、対象期間内に予約注文なしで購入したもの

- 令和4年11月～令和5年5月までに注文又は当用買いした肥料(春肥分)の申請は今後お知らせします。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。



支援金

$$\text{支援金} = \left[\frac{\text{当年の肥料費}}{(A)} - \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{(A) \quad \left[\text{秋肥: } 1.4 \right] \quad \left[0.9 \right]} \right] \times 0.7$$

申請に必要なもの

① 化学肥料低減計画書(次ページ参照)

② 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)の購入価格がわかるもの(**注文票**など^{注2})

注2:領収書などの証拠書類を提出する場合は、写しでも差し支えありません。

※来年春肥は、今回の本年秋肥とは別に後日申請となります(別途案内します)。

➤ 予約注文したもの：**注文票+請求書** 又は **注文票+領収書**

➤ 対象期間内に予約注文なしで購入したもの(当用買い)

: **領収書(レシートでも可)**^{注3}

注3:領収書やレシートで肥料の名称等が判断できない場合は肥料袋(表・裏)の写真を添付

③ 販売実績が分かるもの(例:直近の出荷伝票、売上伝票 等)

※取組実施者で確認できるものであれば差し支えありません。



農業者の皆様に記入いただくもの



化学肥料低減計画書

作付概要

| 作物名 | 作付面積(ha) |
|-----|----------|
| ○○○ | |
| ○○○ | |
| その他 | |
| 計 | |

作物名は、**支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物**又は**作付面積上位の2品目（代表的な作物がない場合）**を記載してください。

それ以外はその他として面積を記載します。

化学肥料の低減に向けた取組は「**作付概要**」に記載の作物で行ってください。

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます（その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大（「○」で記入）を含むようにしてください。）

| ノ 表彰用による施肥設計 | 前年度までの取組 | 令和4年度又は令和5年度の取組 |
|---|----------|-----------------|
| イ 生育診断による施肥設計 | | |
| ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入 | | |
| エ 堆肥の利用 | ○ | ◎ |
| オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等) | | |
| カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外) | | |
| キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用 | | |
| ク 緑肥作物の利用 | | |
| ケ 肥料施用量の少ない品種の利用 | | |
| コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用 | | |
| サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む) | | |
| シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用 | | |
| ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用 | | |
| セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(アースに係るものを除く。) | | |
| ソ 地域特認技術の利用(★宮城県HP等で御確認ください★) | ○ | ○ |



【既に化学肥料を大幅に低減等されている方について】

取り組む品目（作付概要に記載の品目）の**作付面積の過半**で有機JAS認証取得者や特別栽培農産物（県認証）栽培者、環境保全米取組者、環境保全型農業直接支払交付金取組者等であれば、既に2割低減を大幅に超える対応を行っていることから、低減取組要件を満たしているものとなります。

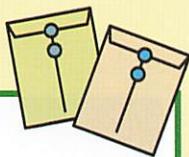
<記載方法>

- 品目名は「水稻（有機）」「水稻（環境保全米）」等
- 取組チェックの欄は空白のまま

<添付書類>

- 取組を証明する書類

申請方法



- 宮城県農業再生協議会への申請は、農協や肥料販売店等が農業者グループを構成して行いますので、書類の提出期限や提出方法については、肥料を購入した農協や肥料販売店等にお問い合わせください。
- 農業者グループは、5戸以上の農業者を取りまとめて構成します。なお、農業法人については、他の農業者とグループを構成して申請することが難しい場合であって、かつ農業法人において農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いる場合は、単独で農業者グループとなり申請することも可能です。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。



農業者から農協や肥料販売店等への申請(秋肥分)

▶ 申請期限は、申請予定の農協や肥料販売店等へお問い合わせください。

農協や肥料販売店等から県協議会へ申請(秋肥分)

県協議会から農協や肥料販売店等への支援金の交付(秋肥分)

▶ 農協や肥料販売店等へ交付されたあと、農業者へ交付されます。

※令和4年11月～令和5年5月(春肥)分は、今後お知らせします。

Q&A



問 い

①

化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

答 え



- ・ 肥料メーカー・輸入事業者の皆様のご努力により当面必要な肥料原料は確保されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。



問 い

答 え

| | |
|-------------------------------------|---|
| ② 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。 | ・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。 |
| ③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。 | ・ 既に取り組んでいるものもカウントします。 ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。 |
| ④ 低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。 | ・ 本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいただければ結構です。 ・ 国内資源の利用など体制整備に時間をする取組は、期間内に取り組んでいただければ結構です。 |
| ⑤ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。 | ・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。 ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。 |



農林水産省HP

宮城県HP
※随時更新いたします。宮城県
お問い合わせフォーム宮城県肥料価格高騰対策事業専用メールアドレス
miyagi-hiryo@pref.miyagi.lg.jp

宮城県肥料価格高騰対策事業



お問い合わせは、肥料を購入した農協や肥料販売店、又は宮城県農業再生協議会(事務局:宮城県農政部みやぎ米推進課)に御連絡ください。

肥料価格高騰対策事業 化学肥料低減計画書の書き方について

※比較的取り組みやすいものについては取組メニューをマーカーしております。

| 取組メニュー | 取組例 |
|------------------------|--|
| ア 土壤診断による施肥設計 | <p><u>土壤診断の結果に基づいた施肥を実施する。</u></p> <p>★土壤診断の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市販の簡易キットによる土壤分析 ・民間事業者を利用した土壤診断 <p>施設養液栽培の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養液や廃液の成分分析または定期的な pH, EC 分析 <p>※備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壤分析の項目は土壤診断に必要な内容としてください (pH, EC は必須)。 ・土壤診断の点数は問いませんが、強化する場合は地点数を増やしてください。 |
| イ 生育診断による施肥設計 | <p><u>生育診断の結果に基づいた施肥を実施する。</u></p> <p>★生育診断の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育状況の計測 ・葉色板等カラーチャートによる計測 |
| ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入 | <p>例：JA 部会等で低減を目的とした施肥設計を取り決めて実施している場合</p> <p>※地域特認技術を選択した場合はウを選択できません。</p> |
| エ 堆肥の利用 | 自給堆肥でも可能です。 |
| オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等） | 普通肥料として販売されていますので、販売店等に問い合わせください。 |
| カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外） | 普通肥料や特殊肥料として販売されていますので、販売店等に問い合わせください。 |
| キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用 | <p>有機質肥料について</p> <p>：有機質原料が含まれている肥料であれば対象となります。有機質原料の含有量は問いません。</p> <p>※有機態原料の割合が低い肥料から高い肥料に変更した場合、取組の強化・拡大とみなせます。</p> |
| ク 緑肥作物の利用 | 例：イタリアンライグラス等、緑肥の利用。 |
| ケ 肥料施用量の少ない品種の利用 | <p>水稻の場合：ササニシキ、コシヒカリ、みやこがねもち</p> <p>※「宮城の稻作指導指針（平成 31 年 3 月）」で減肥が必要な品種として定めているもの。</p> <p>園芸の場合：（いちご）にこにこベリー</p> <p>その他 相談にて対応します。</p> <p>※「同一施肥条件で多収が認められた品種」は対象になります。</p> <p>※対象品種の面積拡大は、取組の強化に該当します。</p> |

| 取組メニュー | 取組例 |
|-------------------------------------|---|
| コ 低成分肥料 (単肥配合を含む) の利用 | 低成分肥料については、Q&A 問 4-10 のとおりで、窒素以外のリン酸及び加里成分が少ない、いわゆる L 型肥料のことです。成分含有量については問いません。 ※単肥配合は、土耕栽培、養液栽培ともに適用されます。 |
| サ 可変施肥機の利用 (ドローンの活用等も含む) | 例：施肥調整のできる田植機の利用 等 |
| シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用 | 例：側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥 等 施設養液栽培の場合 養液栽培は制限された根圏域に施肥するため、局所施肥に該当します。 養液栽培例：水耕 (DFT, NFT 等), 固形培地耕 (ロックウール, ヤシガラ等) 等 |
| ス 育苗箱 (ポット苗) 施肥の利用 | |
| セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し | ※ア～ス以外で該当するもの。 「化学肥料の使用量」(化学合成成分量の施用量) の低減かつ「コストの節減」の両方を満たすものが該当します。 例：肥料 A (窒素成分 5%) から安い肥料 B (窒素成分 8%) に切り替える場合、肥料自体の窒素成分量は増えるが、肥料自体の使用量を減らし、施用する窒素成分量は見直し前以下に抑える。 |
| ソ 地域特認技術 | |
| ソ-1 乾土効果による基肥窒素減肥技術 | <p>水稻のみ</p> <p>乾土効果は、春期の水田土壤の乾燥程度によって土壤窒素発現量を予測し、基肥窒素を減肥することです。</p> <p>令和5年の乾土効果については、令和5年3月及び4月の積算降水量から乾土効果の影響を測定し、資料として周知します（令和5年5月頃予定）ので当内容を用いて施肥設計を行ってください。</p> |
| ソ-2 稲わら施用によるカリ・リン酸減肥技術 | <p>水稻のみ</p> <p>水稻収穫後に稻わらをすきこむことで、カリ及びリン酸の施用量を減肥します。</p> |
| ソ-3 土壤図を活用した施肥量改善技術 | <p>水稻のみ</p> <p>農研機構が公開している「日本土壤インベントリー」等の土壤図で、土壤の種類から水稻施肥基準を確認し、自身の施肥量を見直す。</p> <p>土壤インベントリーHP https://soil-inventory.rad.naro.go.jp/figure.html</p> <p>※PC用ページのためスマホでは見えにくいです。</p>  |